

5. 多様な自然環境の保全・再生

生物多様性の保全や自然とのふれあいの推進の観点からは、現在残されている貴重な自然を保全するとともに、手つかずの原生的な自然ばかりでなく、雑木林や採草地、農耕地などの身近な自然を適切な方法によって保全することや、失われた自然環境を積極的に再生することも大切です。適度に人手が加わることによって維持・形成されている自然是、多様な環境を生物に提供し、多くの生物がこれらの環境をよりどころとしており、また、都市の住民が日常生活の中で気軽にふれあうことのできる自然としても重要です。

5.1 森林・緑地・河川等の保全

森林、緑地、河川、湖沼及び海岸についての基本計画など、その目的や機能に環境の保全が含まれる計画の策定や動植物等の天然記念物の指定に参画するなど、関係省庁と共に自然環境の保全を図っています。

また湿原や干潟等の自然環境については、その重要性



を認識し、環境への適切な配慮が行えるようにしなければなりません。このため、重要湿地500の選定やその保全のあり方についての調査検討等、多角的な取組を進めています。



5.2 里地里山の保全・再生

人為による適度な攪乱により特有の環境が形成・維持されてきた里地里山は、絶滅危惧種のみならず、カエル、カタクリ等の身近な生き物を育む、生物多様性保全上重要な地域です。さらに、身近な自然とのふれあいの場、自然環境教育のフィールドとしても欠かせない地域となっています。しかし、近年、二次林(雑木林)の経済的利用価値が低下したことに加え、農山村では過疎化等による管理放棄、都市近郊では開発等の土地利用転換が急激に進むなど、里地里山の消失や質の低下が顕在化しています。

環境省では、地元自治体、住民、NPO、専門家、関係省庁(農林水産省、国土交通省等)等と連携及び協力をして、里地里山の保全・再生に向けた取組を進めています。



ベッコウトンボ

カタクリ

ニホンアマガエル

5.3 自然の再生

平成15年1月1日に、「自然再生推進法」が施行されました。この法律は、地域の自主性を尊重したボトムアップの仕組みにより自然の再生を目指すものです。

自然再生推進法

【特徴】

自然再生推進法は、新たな規制を加える法律ではありません。地域の発案により作成される実施計画に対し、国は、必要があれば助言をする範囲で関与することになります。この法律に基づき、全国各地で地域の発意による自然再生が推進されていくことが期待されます。

【目的】

自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とします。

【自然再生とは】

過去に行われた人間活動等によって損なわれた生態系その他自然環境を取り戻すことを目的として行われるもので、大きく分けて、次の4つのタイプが含まれます。

保全

良好な自然環境が現存している場所において、その状態を積極的に維持する行為

再生

自然環境が損なわれた地域や二次的な自然環境が劣化した地域において、損なわれた自然環境を取り戻す行為

創出

大都市など自然環境が失われた地域において、緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為

維持管理

再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為

※開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のものをその近くに創出する代償措置は含まれません。

【自然再生協議会】

自然再生推進法では、自然再生事業の実施者は、その事業の目的や内容を示し、広く参加を呼びかけ、地域住民、NPO、専門家、土地所有者、関係地方公共団体や国の関係行政機関からなる自然再生協議会を組織することとしています。

協議会では、(1)自然再生全体構想の作成、(2)自然再生事業実施計画の案に関する協議、(3)自然再生事業の実施に関する連絡調整などを行います。平成21年3月末現在、全国20ヵ所で自然再生協議会が設置され、同月までに19ヵ所で自然再生全体構想が作成され、うち11ヵ所で自然再生事業実施計画が作成されています。

自然再生事業

政府が取り組むべき重要課題である「自然と共生する社会の実現」を着実に推進するため、環境省は、地域住民、NPO、専門家、関係省庁等と連携し、湿原、干潟、里山等の損なわれた自然の再生を進めていきます。

釧路湿原では、平成15年11月に、釧路湿原自然再生協議会が設立され、100名以上の個人や団体がメンバーとして参加し、多様な主体による自然再生の取組を進めています。



5.4 ナショナル・トラスト運動

自然環境を保全する上では、生物多様性の基盤となる「土地」を確保することが極めて重要です。ナショナル・トラスト(国民環境基金)運動とは、広く募金や寄付を募り、良好な自然環境等を有する土地の買い取り、管理を行い、保全を図っていく市民活動です。この運動の思想はイギリスで生まれ、世界各国に広がっています。日本でも北海道斜里町の「知床100平方メートル運動」や和歌山県田辺市の「天神崎保全民運動」をはじめ、全国各地でさまざまな主体により推進されています。

こうした運動は規則的な手法によらず、人々が自らの手で自然保護活動を推進していくうえで極めて有意義なもので、今後さらに発展していくことが望まれます。

このため、自然環境保全活動に関する税制上の優遇措

置や、各地で行われている取組等の普及に努め、ナショナル・トラスト運動の推進を図っています。



和歌山県天神崎

5.5 世界自然遺産

地球上には数多くの素晴らしい自然や文化があります。このうち、人類共通のかけがえのない財産であり、未来に送り届ける宝物として世界遺産条約に基づき登録されたものが世界遺産です。

平成20年7月現在、わが国では計14件の世界遺産が登録されており、そのうち自然遺産は「屋久島」「白神山地」とび「知床」の3地域となっています。

わが国の世界自然遺産

■ 屋久島(鹿児島県)



世界的に特異な樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や絶滅のおそれのある動植物などを含む生物相を有し、海岸部から亜高山帯に及ぶ植生の典型的な垂直分布が見られるなど、特異な生態系とすぐれた自然景観が評価され、1993年(平成5年)に登録されました。

■ 白神山地(青森県・秋田県)



ブナが優占する冷温帯林が原生的な状態で残存しており、ツキノワグマやカモシカ、鳥類など多種多様な動植物相が見られる点が評価され、1993年(平成5年)に登録されました。

■ 知床(北海道)

海水が育む豊かな海洋生態系と陸上生態系の相互関係に特徴があり、オオワシ、オジロワシ、シマフクロウといった絶滅危惧種の重要な生息地となっている点が評価され、2005年(平成17年)に登録されました。



新たな世界自然遺産の登録に向けて

世界自然遺産の新たな推薦候補地として、「小笠原諸島」「琉球諸島」の2地域が選定されています。

「小笠原諸島(東京都)」は、4800万年間の地球の活動が、ボニナイトなどの特異な地質・地形に記録されており、一度も大陸と陸続きになったことがないため多くの固有種や希少種が生育していることが評価されています。また、「琉球諸島(鹿児島県・沖縄県)」は大陸との分離・結合を繰り返した地史を反映した固有種や希少種の多い照葉樹林生態系が評価されています。

関係行政機関・地元関係者等が連携し、外来種対策を一層推進するなど、新たな世界自然遺産の登録に向けて取り組んでいます。